

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年4月8日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中3名が欠席)

4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	21番 森 日出輝
----------	----------	-----------

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

本日は、森会長が都合により欠席されておりますので職務代理者である副会長の梅田委員が会長の代行をされます。

それでは、副会長に挨拶をお願いいたします。

副会長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆様ご多用の中、農業委員会総会に多くの方の出席をいた

だき、誠にありがとうございます。先ほど事務局から説明がありましたが、森会長が欠席されていますので副会長の私梅田が議長をつとめてまいります。

本日の平成二十八年度 第1回目の総会は、農地法に基づく許可申請や、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

会長代理ということで不慣れな面も多いかと思いますが、総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力を、お願い申し上げます、ご挨拶といたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、副会長、よろしくお願いたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記指名をいたします。

本日の議事録署名者には26番の上田定信委員と27番の馬原清隆委員を、書記に事務局の小林賢治主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、追加議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程まで9件でございます。

議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、岩永です。まずは表紙のほうからお願いいたします。場所が市役所本庁舎14階大ホールとありますが、市役所別館駐輪場8階大会議室にお願いいたします。1枚開いていただきまして表紙の3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら今55件と表記しておりますところを、54件と訂正方お願いします。そして第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の件数119件を118件に訂正をお願いします。この訂正で、一番下の合計が219件を217件に訂正をお願いします。

1ページをお願いします。5番の申請理由の欄ですが「同時5条申請」の追記をお願いいたします。つづいて10ページをお願いします。1番の施設の概要欄ですが、駐車場を、貸駐車場に訂正をお願いします。次に12ページをご覧ください。15番は申請の取下げがっております。次に16ページをご覧ください。33番は住所を●●に訂正をお願いいたします。そして職業を会社員へ訂正をお願いいたします。同じく16ページの34番ですが、住所を●●に訂正していただ

き、職業は会社員に訂正方お願いします。

続きまして、20ページに行きます。20ページですけれども、51番、一番上の段ですけれども、こちらの農地区分ですけれども、今、1種農地と表記しております。こちらを2種農地と、1のほうを2と訂正方お願いいたします。

続きまして、22ページに行きます。22ページの2番、中段のところに利用権設定と表記されています。こちら1件訂正がっておりますので、それぞれ数字等変わってまいります。まず貸手のほう、今28と表記しておりますところを、こちら27と訂正方お願いします。また、借手につきましても1件取り下げの関係で17を16と訂正をお願いします。最後、件数ですけれども、一番上の10としている数字を9と訂正をお願いいたします。また、これの面積ですけれども、ちょっと右のほうにずれていきますと面積がそれぞれ田と畑とありますけれども、まず田のほうが訂正になっております。今、21, 107.00と表記しておりますところを、こちら19, 239と訂正方お願いします。また、右にずれていきまして、これに伴いまして合計数がずれてまいります。今25, 244.86と表記しておりますところ、こちらを23, 376と訂正方お願いします。また、これに伴いまして一番下段の今21と表記しておりますところを、20と訂正をお願いします。また、同じく田のほうの合計数も74, 088と表記しておりますところを72, 220と、これに伴いまして一番右の数字ですけれども、今83, 617.86、こちらが81, 749.86です。

最後になります。33ページです。33ページの29番ですけれども、こちらが取り下げになっていきますので、斜線等で削除をお願いします。

訂正は以上です。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、31件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、出水8丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付

されます。

2番の譲受人も、出水8丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付されます。

3番と4番は関連で、画図町大字下無田にお住まいの専業農家が、経営拡張のために農地を貸借される申請です。申請地には同じく許可後は米を作付されます。

以上、1番から4番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することと決定いたします。次に、5番。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、営農型太陽光発電設備の圃場転用申請に伴う空中部分の賃借権の設定です。3条許可の判断については、農地法第3条第1項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要はありませんが、処理基準において権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを、農業・ブランド戦略課に確認しており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、6番。

3 8 番 田上正富委員

3 8 番委員、田上と申します。

6 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は柿を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上1件につきまして協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、7番ですが、申請人が議席番号28番の榊永委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。榊永委員には、7番の審議終了まで議場から退室していただきます。榊永委員、よろしくお願いいたします。

（榊永委員 退室）

議 長 　　それでは、7番について地元委員よりご報告をお願いいたします。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

7番から11番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、榊永委員に入室をお願いいたします。

(榊永委員 入室)

議 長 8 番をお願いします。

#### 4 4 番 中川宣長委員

8 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

9 番は、経営拡張のための使用貸借の申請です。申請者は果樹、露地野菜をつくられる専業農家で、申請地にはレタスをつくられる予定です。

10 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は菊をつくられる専業農家で、申請地にも菊をつくられる予定です。

11 番は、父から贈与されるものです。申請者は平成26年1月に独立就農され菊をつくられる専業農家で、申請地にも菊をつくられる予定です。耕作面積は50a未満ですが、農地法施行令第6条第3項1号の不許可の例外規定に該当し、今回の申請は妥当なものと思われま

す。以上4件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、8番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、12番。

#### 4 7 番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

12番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米と露地野菜を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

13番と14番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米、ネギ、ホウレンソウを作付されており、許可後はネギ、ホウレンソウをつくられる予定です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米、ネギ、キャベツを作付されており、許可後はネギ、キャベツをつくられる予定です。

以上4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、12番から15番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、16番。

### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のための賃借権設定をされる申請です。借り人は米とナスをつくられており、許可後も米とナスを栽培される予定です。

17番と18番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米を栽培される予定です。

以上3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、16番から18番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、19番。

### 14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

19番から22番につきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米、麦、露地野菜を作付けており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と果樹を栽培されており、許可後は米をつくられる予定です。

21番と22番は関連で、21番は子へ贈与のための申請です。22番は、父が代表を務める畜産業を営む法人からの所有権移転の申請です。譲受人は城南に住まいを定め肉牛生産を主としており、牧草をつくられる予定です。

以上4件について協議、検討しました結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、19番から22番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、23番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

23番から24番について、地区委員会での検討状況を報告します。

23番は、譲受人が借りていた農地を所有権移転される申請です。譲受人は露地野菜をつくられる兼業農家で、許可後はカボチャ、ナタネをつくられる計画です。

24番は、高齢のため農地の管理が困難となったため、母親から娘さんへ贈与される申請です。譲受人は水稻をつくられる農家で、許可後は柿をつくられる計画です。

以上、先日の地区委員会での検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、23番から24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんでしょうか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次、25番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

25番から31番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。許可後はムクナ豆を作付される予定です。

26番は、弟へ贈与による所有権移転申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

27番は、後継者への経営移譲のための使用貸借による権利移転の申請です。許可後はミカンを作付される予定です。

28番と29番は関連でございます。圃場整備事業の換地のための、圃場整備の地区内と地区外の交換のための権利移転申請でございます。許可後は水稻、スイカを作付される予定です。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。許可後はサクランボを作付される予定です。

31番は、子へ贈与のための権利移転の申請です。許可後は水稻とレイシを作付される予定です。

以上7件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、25番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、7件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農

地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、近隣の悠愛病院への社員用貸し駐車場10台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等は問題ありません。申請地は土地改良区内のため当該土地改良区の意見書の添付が必要ですが、意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られなかったために、その理由を証する書面が添付されております。工事完了は平成28年4月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、2番。

#### 6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、サッカー場への転用申請です。農地区分は、第3種農地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地であると判断いたしました。申請地の近くには小学校があり、子供たちの遊び場として最適なことから申請地を、サッカー練習場として開放される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除とも問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年12月28日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、3番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、共同住宅建設のための転用許可申請です。申請人は、交通の便もよく、申請地周辺の宅地化が進みアパート用地として利用できるようになったため転用されるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、共同住宅2階建て1棟、部屋数4戸で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事は平成28年5月31日から平成28年9月30日までの4カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

4番は、宅地拡張のための転用許可申請です。申請地は昭和50年ごろより自宅の庭及び排水路として利用しておりました。申請地は東・南・北面の3方面を宅地で囲まれており、土地の形状もいびつなため農地としての利用は難しく、宅地に転用されるものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、庭と排水路で妥当な面積と思われます。この土地については、転用許可がなされていないのに庭として利用していたことを深く反省し、始末書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。

以上2件について先日の地区委員会で現地調査・確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、3番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、5番。

37番 角居 登委員

37番委員、角居です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、敷地内において営まれている自動車修理工場の来客用及び、整備中の車両置き場に利用する駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、1筆280㎡に6台の車両を駐車できるスペースの確保で、妥当な面積と判断されます。しかし、申請者の父親が、昭和50年ごろに申請地の一部を無許可で埋め立てて駐車場に転用しており、このことについて深く反省され始末書の提出がっております。今回の申請は、この無断転用箇所と現在畑として利用している箇所を合わせた面積になります。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成28年4月30日から平成28年5月3日で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、6番。

20番 園田 操委員

20番委員、園田です。

6番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

6番は、農業用資材置き場のための転用許可申請です。申請人は、米、麦、大豆をつくられており、点在する資材置き場の返還を迫られ、集約して事業効率を高めるため申請したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、農業用施設などであり、不許可の例外規定に

該当するものと思われます。土地利用計画は、部分転用面積1,295㎡に、コンバインなどの農業機械、苗箱、トレーラーなどの置き場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除なども問題ありません。工事計画は平成28年5月15日から6月20日までの約1カ月の予定で、許可後は速やかに申請にまつわる目的どおりに施工されるものと考えられます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たすものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、7番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告します。

7番は、農機具や農業資材置き場として使用するための転用申請です。農地区分は、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農機具・農業資材置き場として利用するための計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。申請地は傾斜地であり、平成25年に災害により崩落し復旧工事を行いました。利用できる面積が狭く、復旧後から農機具を置くようになったため、始末書が添付されております。整地済みのため事業費はかかりません。隣接同意もあり必要書類はそろっており問題ありません。

以上、先日の地区委員会において現地調査を行い協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、

54件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買管理を営む法人が、農地の所有権を移転し貸し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、近隣住民への貸し駐車場12台分として管理・利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等は何ら問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年7月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討しましたところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、農地の所有権を移転し学習塾へ転用する申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内で、上下水道管が埋設される道路の沿道であり、500m以内に教育施設、その他の公共施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、学習塾1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年1

2月28日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、事前審査の回答書も添付されており、同時に手続中であることを確認しております。

以上、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、3番。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番から17番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番と4番は関連で、不動産業を営む個人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅15棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年3月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で事前審査の回答書も添付されており、同時に手続中であることを確認しております。また、申請人は不動産業を営む個人ですが、宅地建物取引業者免許証が添付されており、転用の確実性が認められると確認しております。

続きまして、5番から13番までは関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある第1種農地が8筆、1万3,687.38㎡、市街化の傾向が著しい区域で上下水道管が埋設される道路の沿道であり、500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地が3筆、計1,987.17㎡の、合計1万5,674.55㎡と判断されます。1種農地8筆につきましては、集落に接続して設置されるものであり不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、建て売り住宅51棟、公衆用道路及び公園を建築整備されるもので、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年12月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、同時に手続中であることを確認しております。

14番は、発電設備の設置・供給・販売を営む法人が、農地を賃借し営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農用地区域内の農地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを、農業・ブランド戦略課に確認しており、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。転用面積は、支柱、太陽光基盤、フェンス基盤等、119㎡の一部転用であり、適正なものと判断いたしました。また、空中部分の賃借権の設定のため3条申請が同時に提出されております。土地利用計画は、太陽光パネル321枚、発電能力48.6kw、支柱の高さ2mから2.84m、遮光率57.17%、パネル下部ではミョウガを作付されます。営農計画書、営農見込みの根拠及び関連データ、知見を有する者の意見書及び撤去についての見積確約書、九電からの負担金通知書、経済産業省の設備認定通知書等、添付されており、転用の確実性は確認しており、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年7月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用し、パネル下部の農地については営農者によって意欲的に営農されることを確認しております。

16番と17番は関連で、不動産の売買を営む法人が、農地の所有権を移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅14棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年12月1日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。

以上、3番から17番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から17番について、15番は取り下げでございます、地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それから3番、4番、5番から13番、16番、17番については、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。

　　続いて、18番。

### 38番 田上正富委員

38番委員、田上と申します。

18番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、農地を賃借し仮設事務所及び駐車場へ一時転用する申請でございます。申請人は法人で土木工事業を営まれており、申請地の近隣で造成工事及び建築工事を行うにより仮設事務所等が必要なため、申請されました。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,038㎡に砂利舗装を行い、仮設事務所1棟、作業員駐車場23台分、仮設トイレ1個を設置されます。転用面積としては適正な面積と判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年5月1日から平成28年5月17日までを予定されており、許可後速やかに目的どおり転用されることとして確認いたしております。一時転用期間は平成28年5月1日から平成28年12月末日までの予定で、期間終了後は速やかに農地を復元していただくことを確認しております。

19番は、個人住宅建設のための所有権移転の転用申請でございます。申請地は集落内開発制度指定区域に接し、農地区分は、市街地区域等に近接し10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積364.30㎡に、個人住宅1棟及び公衆用道路を建設されます。転用面積としては適正な面積と判断しております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年5月10日から平成29年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

20番は、墓地拡張のための所有権移転の転用申請です。申請人は

共同墓地管理組合の代表者の方々であり、既存の墓地に空きがなくなつたため申請されたところであります。農地区分は、10ha以上の広がりがあり特に良好な営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存施設の面積の2分の1を超えないものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、転用面積500㎡に墓地24区画、駐車場2台分、給水所1カ所として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は許可日から平成28年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

21番から23番までは関連で、申請人は不動産の売買等を営む法人で、建て売り住宅建設での所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積2,313㎡に建て売り住宅8棟及び新設道路の建設で、転用面積としては適正な面積と判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年5月10日から平成28年10月10日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

24番から26番までは関連で、申請人は宅地建物取引業を営む法人で、建て売り住宅建設での所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可でございますが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、転用面積1,815㎡に建て売り住宅6棟の建設で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年6月1日から平成29年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認いたしております。

以上9件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしました結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、18番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、27番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

27番から47番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街化地域に隣接し、近接農地は10ha未満であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で適切な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの1年間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

28番と29番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地に近接の広がりのない農地であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積3,812㎡の建て売り住宅14棟で、適切な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、許可後、平成28年6月1日から平成29年10月1日までの1年4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

30番と31番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地近接の広がりのない農地であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積2,955㎡、建て売り住宅10棟で、適切な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、許可後、平成28年6月1日から平成29年10月1日までの1年4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

32番から36番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいる

ため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地に近接の広がり  
のない農地であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、  
転用面積3,502㎡、建て売り住宅17棟で、妥当な面積と思われ  
ます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。  
開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で開発景観  
課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月1日から平  
成29年10月1日までの1年4カ月の予定で、許可後速やかに申請  
に係る目的どおり施工されるものと考えます。

37番から39番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設の  
ための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいる  
ため申請地を選択したものです。農地区分は、10ha未満の広がり  
のない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画  
は、転用面積3,692㎡、建て売り住宅15棟で、妥当な面積と思  
われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はない  
です。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で  
開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月1  
日から平成29年10月1日までの1年4カ月の予定で、許可後速や  
かに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

40番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよ  
く周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区  
分は、市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満であ  
るため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、  
妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除  
とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制  
度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平  
成28年6月1日から平成28年10月1日までの4カ月の予定で、  
許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

41番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申  
請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択  
したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い  
農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積70  
7㎡に建て売り住宅2棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排  
水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要  
となりますが、集落内開発指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請  
中です。工事計画は、平成28年7月1日から平成28年10月31  
日までの4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施  
工されるものと考えます。

42番と43番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転  
用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請  
地を選択したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生

産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,920㎡に建て売り住宅8棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月1日から平成28年12月31日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

44番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地の地域などに隣接し、近接する農地が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月15日から平成28年12月20日までの約7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

45番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積3,727㎡に建て売り住宅15棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月19日から平成30年5月19日までの2年間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

46番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月15日から平成28年12月20日までの約7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

47番は、進入用道路拡張のための転用許可申請です。現在の進入道路幅は2.15mしかなく、4mの幅にするため転用されるものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し近接する農地が10ha

未満であるため第2種農地と判断されます。工事計画は、許可後から平成28年6月30日までの約2カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上21件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、27番から47番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それから28番、29番、32番から39番、45番については、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。  
続いて、48番。

#### 20番 園田操委員

20番委員、園田です。

48番から49番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

48番は、親子間の贈与による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は住宅を計画し、実家に近く父から無償で譲り受けることができるため申請地を選定いたしました。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積123.8㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月1日から平成29年1月31日までの8カ月間で、許可後は速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

49番は、所有権移転による建て売り住宅建築のための転用許可申請です。交通の便もよく専用住宅の需要が多いため申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたし

ました。土地利用計画は、建て売り住宅15棟で妥当な面積だと思われ  
ます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。  
開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発  
景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月9日か  
ら平成29年5月31日までの約12カ月間で、許可後速やかに申請  
に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立  
地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているもの  
との協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、48番から49番について地元委員よりご報告がござい  
ましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
49番については、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取  
することといたします。  
　　続きまして、50番。

#### 11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

50番から52番につきまして、地区委員会での協議状況を報告い  
たします。

50番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請  
です。借り人は、住宅を計画し、実家に近く父から無償で借り受ける  
ことができるため申請地を選定しました。農地区分は、10ha未満  
の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利  
用計画は、軽量鉄骨平屋建て個人住宅1棟、建築面積166.02㎡  
で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害  
防除とも問題なく、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指  
定区域内で開発景観課の事前審査の申請中とのことです。工事計画は、  
平成28年5月1日から平成29年5月1日までの12カ月の予定と  
伺っておりましたが、現地立ち会いの中で一部事前着工が認められた  
ため注意するとともに、次回地区委員会での再度確認の必要があり、  
継続審議が妥当であるとの結果でした。

51番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請  
です。借り人は、住宅を計画し、実家に近く父から無償で借り受ける  
ことができるため、申請地を選定しました。農地区分は、10ha未  
満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地

利用計画は、2階建て個人住宅1棟、建築面積99.27㎡及び公衆道路で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月1日から平成29年3月31日までの11カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

52番は、親子間の贈与による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は、住宅を計画し、実家に近く母から無償で譲り受けることができるため申請地を選定しました。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、平屋建て個人住宅1棟、建築面積167.68㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月1日から平成29年3月31日までの11カ月間で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、50番は継続審議が妥当で、また、51番、52番については、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、50番から52番について地元委員より報告がございました。50番は継続ということでございます。51番、52番について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、53番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

53番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

53番は、植林のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。申請地は傾斜面にあり崩落性のある危険地で狭小地であるため、既に譲渡人が植林されており、無断で植林したことへの始末書が添付されております。隣接地は譲受人の土地で崩落防止のためにも必要とのことで、その農地の同

意等必要書類はそろっております。問題ありません。

先日の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断します。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま、53番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、54番。

### 33番 高群藤雄委員

33番委員、高群です。

54番から57番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

54番から56番は関連で、太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、管理道路と発電設備など適正なものと思われます。事業計画、資金計画、九電通知、排水同意等もそろっており、工事は平成29年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

57番は、個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可の例外に該当します。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、工事期間は平成28年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開発許可の事前協議もなされております。

以上4件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、54番から57番について地元委員より報告がございました。この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することと決定いたします。

54番から56番については、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。

次に、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第4号議案及び第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から26ページの11番までの合計11件でございます。1番から3番が公社への売り渡し、4番から11番が相対による売買です。面積は、11件合わせまして、田3万6,292㎡、畑2,939㎡の合計3万9,231㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細26ページの12番から34ページの32番までで、貸し手27名、借り手16名の件数20件です。契約期間別では、6年未満が9件、10年以上が11件で、面積は20件合わせまして、田7万2,220㎡、畑9,529.86㎡の、合計8万1,749.86㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細34ページの33番から51ページの95番までで、貸し手68名、借り手44名の件数63件です。契約期間別では、6年未満が51件、6年以上10年未満が1件、10年以上が11件で、面積は63件合わせまして、田19万381㎡、畑1万6,929㎡の、合計20万7,310㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、施設野菜、果樹、飼料作物、大豆及び麦です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細51ページの96番から58ページの119番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は6年未満11件、6年以上10年未満1件の12件で、面積は田1万9,969.61㎡、畑6,833㎡の合計2万6,802.61㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、大豆、飼料作物及び麦です。

続きまして、第5号議案です。

59ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細60ページの1番から62ページの5番までで、契約期間は全て10年以上です。面積は、5件合わせまして田1万1,919㎡、畑6,109㎡の合計1万8,028㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻及び畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何か意見はございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することと決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地2筆について農地として適切な管理・耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

1番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番につきましては、贈与税の納税猶予対象農地についての引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。願出人はミカンをつくられている専業農家です。対象農地17筆につきましては全筆、願出人により耕作がされており、継続して農業経営が行われることを、地元委員が確認されております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、第8号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第8号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

本日お配りしております資料をごらんください。この改正は先月、総会で改正をお諮りし、承認をいただいたものです。今回の改正理由としましては、別記様式中の年号に記載誤りがありましたので、これを修正するものでございます。

お配りしております規程案の改正の内容ですが、議案の最後のページをごらんいただきたいと思っております。最後のページに新旧対照表がございしますが、別記様式（裏面）の下の部分にあります「昭和二十八年法律第八十八号」を「昭和二十六年法律第八十八号」に訂正するものでございます。この規程案につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございました。この件について何か意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、承認することと決定いたします。

次に、追加議案があるようでございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

追加議案についてご説明をいたします。こちらもお配りしております資料をごらんください。熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程についてでございます。

改正理由としましては、本市の機構改革に伴います熊本市事務分掌規則の改正と、農業委員会法の改正などに伴いまして必要な改正をするものでございます。

規程案、改正内容につきましては、議案の新旧対照表で主な改正部分をご説明いたします。お配りしております議案をめぐっていただいて、新旧対照表の7分の3ページというふうに記載してある部分をごらんいただきたいと思っております。こちらの第5条の7号に「利用意向調査」という文言を追加しております。同じく5条の11号にありました「農業委員会選挙人名簿に関する事」を削除しております。

続いて対照表の7分の6ページというふうに書いてある部分をごらんいただきたいと思っております。こちらの第8条の表の中ですが、「総務局次長」が「行政管理部長」に変わるなどしております。このような改正となっております。

この規程案についてのご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より内容の説明がございました。この件について何か意見はございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、承認することに決定いたします。次に、報告事項になります。

事務局

報告事項ということで、カラー用紙のところを件数だけご報告申し上げます。報告事項としまして議案書のカラー用紙のところですが、農地法の第3条の3の規定による届け出ということで、届け出について12件届け出がっております。また、同じく2番、農地法第4条の規定に基づく転用届、こちら13件届け出がっております。同じく3番、農地法第5条に基づく転用届、こちら40件、ちょっとこちらは件数が多くなっております。続きまして、4番ですけれども、農地法第18条第6項の規定による通知と、こちら18件届け出がっております。同じく5番、農地改良届、こちら8件届け出がっております。6番、使用貸借解約通知、こちら12件上がっております。同じく7番、変動通知、こちら1件上がっております。8番、農地中

間管理機構による農用地利用配分計画、こちら55件届け出がっております。届け出としまして159件上がっております。

以上、報告いたします。

議長 次に、職員の任免について事務局から報告があります。よろしくお願ひします。

事務局 職員の任免についてということで、1枚紙で、両面で書いております。

職員の任免、3月31日と4月1日に辞令が発令されております。3月31日に榎本南区分室長、高橋事務局補佐、松山北区分室の主幹兼主査、西牟田事務局参事が、3月31日をもって定年退職になられております。

4月1日に異動で転出された分でございます。南区分室の平野主幹兼主査が、市長事務局東区秋津出張所へ出向しております。事務局の北嶋主幹兼主査が同じく東区のまちづくり推進課のほうに出向しております。事務局の木下参事が教育委員会学務課のほうに出向しております。ほかには、南区分室の岡部主任主事が市長事務局西区保護課のほうに転出しております。

下の表が内部昇任でございます。南区分室の甲斐主査が主幹兼主査に昇任しております。農地班の岩本参事が農業振興班主査に昇任しております。西区分室の田上主任主事が参事に昇任しております。

次に裏面でございます。転入でございます。南区分室長に宮本さんが転入しております。同じく南区分室の主幹兼主査に伊津野さんが転入されております。北区分室主査に村上さんが転入されております。事務局参事に坂本さんと渡邊さんが転入されております。同じく事務局の主任主事に友安さんと橋本さんが転入しております。南区分室主任主事に浦川さんが転入しております。北区分室主任主事の岩上さんが、再任用の1年雇用延長ということで今年度の再任用になっております。

今回、辞令は出ておりませんが、再任用職員の事務局主任主事の島村さんが、3月31日をもって雇用期間満了となり退職されています。

以上、現員体制としては、職員30名から29名ということで1名減という形になりましたけれども、私ども局一丸となって頑張っておりますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 どうもありがとうございました。

職員の任免について、が終わりました。

次に、次第6、その他について本日は特にはございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後4時41分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年4月8日

会 長            森 日 出 輝

署名委員        上 田 定 信

署名委員        馬 原 清 隆

書 記            小 林 賢 治